

学校いじめ防止基本方針（令和7年4月改定）

1 いじめに関する基本的な考え方

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」である。（いじめ防止対策推進法）

本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童でも起こりうるものである」ことを踏まえ、けんかやふざけ合いであっても、いじめの兆候として見逃すことなく迅速かつ組織的に対応する。いじめを絶対に許さないこと、全ての児童をいじめに向かわせないために未然防止に取り組むことを基本的姿勢として、いじめ防止に向けて取り組んでいく。

2 学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止や早期発見・早期対応のための取り組みを組織的に行うために、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

（1）組織

校長、教頭、教務、生徒指導委員会

※ 組織のメンバーは、事案により柔軟に編成する。

（2）活動

- ① 定期的に学校いじめ防止対策委員会を開き、学校の状況や必要に応じて防止策等について話し合いを行う。学校いじめ防止対策委員会での内容や対応については、職員会議等において報告し、周知徹底する。
- ② 児童の生活や学習等の学校生活に関する様々なアンケート調査を実施し、児童の心の状態や人間関係を把握し、児童理解に努める。
- ③ 定期的な教育相談を実施し、児童との信頼関係の構築を図り、いじめの防止や早期発見に努める。
- ④ 学校公開において、いじめや人権・命の尊さを題材とした道徳の授業を行い、学校と家庭との連携を図り、啓発に努める。

3 いじめ防止対策年間計画

月	活 動 内 容
4 月	○ 学校いじめ防止対策委員会 ○ 命を大切にするキャンペーン ○ 学校生活アンケート①
5 月	○ いじめに関する研修 ○ 学校生活アンケート② ○ いじめ対策会議（情報交換）
6 月	○ 教育相談週間① ○ いじめ対策会議（情報交換）
7 月	○ 学校生活アンケート③ ○ いじめ対策会議（情報交換） ○ 個人面談
9 月	○ 学校生活アンケート④ ○ 学校いじめ防止対策委員会

10 月	○ 教育相談週間② ○ いじめ対策会議
11 月	○ 学校生活アンケート⑤ ○ いじめ対策会議 ○ 小さな親切運動
12 月	○ 学校生活アンケート⑥ ○ 小さな親切運動
1 月	○ いじめ対策会議 ○ 学校生活アンケート⑦
2 月	○ 教育相談週間③ ○ いじめ対策会議（情報交換） ○ 小さな親切運動
3 月	○ 学校生活アンケート⑧ ○ 学校いじめ防止対策委員会

4 具体的な取組

(1) いじめの未然防止について

- ① 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。児童一人一人が認められ、互いを思いやる雰囲気作りに取り組む。
- ② いじめは絶対に許されないという認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。
- ③ 全学級が授業参観や学校公開日に道徳の授業を行い、保護者に学校での道徳教育の様子を見ていただき連携を図る。
- ④ 発達障害、LGBTQ、東日本大震災・原発事故により避難している児童等に対して、正しい理解の促進と、児童が安心して登校できる環境づくりに努める。学級活動や道徳等で、お互いが認め合える人間関係作りや児童が主体的に取り組める授業作りに取り組む。
- ⑤ 道徳や学級活動等で、通信ゲームやインターネット等を使用する上でのルールづくりや危険性などの情報モラル教育を取り入れた指導を行う。
- ⑥ 命を大切にするキャンペーンとして、いじめ防止に向けた意識を高めるための活動や、命を大切にする標語の作成などに取り組む。
- ⑦ 教職員が率先して適切な言葉を使い、児童から暴力・暴言が出ない環境づくりに努める。

(2) いじめの早期発見について

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にもありうるものである。」という基本認識のもと、すべての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。
- ② いじめアンケート調査を行う。（教育相談週間の設置月と合わせて毎月調査を行う。）
- ③ 教育相談週間を設け、児童と一対一で「話す」ことにより児童理解を深め、教師と児童のよりよい信頼関係作りや予防的働きかけができるようにする。
- ④ 家庭訪問や保護者会、個別面談等で、保護者に向けて、児童との会話や普段の様子に気を配り、日常的な観察をお願いするとともに気がかりなことがあればすぐに連絡・相談ができるように、普段からこまめに学校の様子を伝え、保護者との信頼関係づくりに努める。
- ⑤ 学校だより等により、保護者からの情報提供や相談活動を呼び掛ける。

(3) いじめの相談・通報について

- ① 学校内の相談窓口の一つとして「あのねポスト」を保健室前に設置し、児童が悩みを打ち明

けたり気がついたことなどを伝えたりできるようにする。

- ② 児童に対し、いじめについて相談することや通報することは、決して恥ずかしいことでもなく卑怯なことでもないことを指導する。加えて、学校はいじめを受けた児童及び助けようとした（通報した）児童を徹底して守り抜くことを指導する。
- ③ スクールカウンセラーや児童民生委員、児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。

（４）いじめを認知した場合の対応と指導

- ① いじめの兆候を発見した場合は、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、担任が一人で責任を負うことなく、学校全体で組織的に対応する。
（別紙：「いじめ対応マニュアル」参照）
- ② 学校いじめ防止対策委員会において、事実確認と対応方針の決定を行った後、全職員に事実の報告をし、対応方針の共通理解を図り学校内外の組織をもって一丸となって取り組む。
- ③ 当該児童への事実確認は、いじめを受けた児童（被害者）といじめを行った児童（加害者）それぞれから、綿密な情報収集を行う。
- ④ いじめている側の児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度でいじめを阻止する。
- ⑤ いじめを受けた児童の身の安全や、安心して教育を受けられるための方法を最優先に考え、保護者と連携を図りながら被害が継続しない体制を作る。いじめを受けた児童及び保護者が、「心身の苦痛が無い状態で、いじめが止んでいる。」と言える状態が３か月を目安として「いじめが解消された」状態と判断する。解消まで体制を継続し、児童の様子を注視していくようにする。
- ⑥ いじめを受けた児童については、安心して学校に登校するために継続して保護者と連絡を取り合い、児童の様子や些細な変化も相談できるようにする。必要により、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行うようにする。
- ⑦ いじめを行った児童への聞き取り調査をもとに、いじめの原因やその背景を探り、根本的な解決に向けて保護者への理解と協力を求める。
- ⑧ インターネットやゲーム、SNS 等によるいじめは、保護者に家庭での様子を観察してもらうとともに、いじめが疑われる場合はすぐに学校に連絡するよう依頼する。

（５）重大事態への対処について

- ① <いじめ重大事態の定義>
 - ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ② 当該事案に対処する学校いじめ防止対策委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ③ 解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。
- ④ いじめに関わる児童のプライバシー（人権）保護には、十分に配慮する。

（６）公表、点検、評価等について

いじめ防止対策への取り組みに関して、早期発見や再発防止に関する項目を学校評価に取り入れ、自己評価を行うとともに保護者や地域の評価と合わせて結果を公表する。

◎ いじめ対応マニュアル（いじめを把握したときの対応）

--

いじめに発展する恐れのある事案の把握・いじめの把握
(日常の観察・アンケート・教育相談・周囲の児童の訴え等の情報などから)

